

議案第40号

米原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

米原市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、米原市立幼稚園での施設型給付に当たり当該幼稚園の利用に係る費用を規定する必要性を認めたため、この案を提出するものである。

米原市立学校設置条例の一部を改正する条例

米原市立学校設置条例（平成 17 年米原市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（幼稚園の利用に係る費用）

第 3 条 幼稚園に入園する児童の保護者は、幼稚園の利用に係る費用として、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）に相当する額を納付しなければならない。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

米原市立学校設置条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市立学校設置条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(幼稚園の利用に係る費用)</u></p> <p><u>第3条 幼稚園に入園する児童の保護者は、幼稚園の利用に係る費用として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）に相当する額を納付しなければならない。</u></p> <p>別表 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市立学校設置条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>別表 略</p>